

議案第十一号

職員の服務の宣誓に関する条例の制定について

次のとおり職員の服務の宣誓に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年貳月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議會議長 印